

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年12月17日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まずは、1.原子力規制委員会について。

(1) 第49回原子力規制委員会、議題は6つございます。

議題1「原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正案及び改正案に対する意見募集の結果について - 分かりやすさの観点からの記載の見直し - 」、こちらは10月15日の原子力規制委員会におきまして、火山影響評価ガイドの改正案の意見募集を実施することとされました。その意見募集が終了したことから、結果を報告するとともに、改正案の決定について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「原子力規制委員会マネジメント規程の改定について(案)」、こちらは2015年、平成27年のIRRSミッションにおきまして、原子力規制委員会マネジメント規程に関する勧告を受けました。これを踏まえまして、10月9日の原子力規制委員会におきまして決定された自己評価書において、マネジメント規程を改正することとされました。これを受けて、マネジメント規程の改正案を報告し、その決定について委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化）」、こちらは7月17日の原子力規制委員会におきまして、核燃料物質の陸上輸送時の緊急時における初動対応の手順を明確化することとされました。これを踏まえて、原子力災害対策指針の改正案を報告し、その意見募集の実施について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題4「原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）」、こちらも議題3と同じく、7月17日の原子力規制委員会におきまして、原子力事業者防災訓練の結果を踏まえた緊急時活動レベル（EAL）の見直しを行うこととされました。これを踏まえて、原子力災害対策指針と関係する原子力規制委員会規則等の改正案を報告し、その意見募集の実施について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題5「新検査制度に係る内規類の決裁区分等について」、こちらは、新検査制度におきましては、法令には当たらない内規やガイドもさまざまに作成、使用することとなります。そこで、それらの内規やガイドの決裁区分や制定手続の方針案について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題6「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」、こちらは、新検査制度におきましては、検査官が現場で検査・指摘事項と判断したものは、安全重要度評価を行うこととなります。その安全重要度評価の委員会への報告と、そして、決定する手順について、委員会に諮るものです。

原子力規制委員会の議題は以上となります。

続きまして、2の審査会合の関係です。

飛んで、一番最後の4ページまでお願いいたします。

一番上から参ります。12月23日月曜日、(14)第6回原子炉安全基本部会・第25回核燃料安全専門審査会、対応は櫻田原子力規制技監となります。議題は2つございます。

1つ目は、新検査制度の原子力規制庁における検討状況を規制庁から説明するとともに、新検査制度に向けた事業者側の取り組みについても、事業者からのヒアリングが行われるものであります。

議題2です。こちらは、技術情報検討会における各種事故トラブル情報のスクリーニングの状況について、規制庁から説明を行うものです。

続きまして、(15)第147回放射線審議会総会、こちらの対応は、山田核物質・放射線総括審議官と大熊放射線防護企画課長となります。議題は2つございます。

1つ目は、12月4日の原子力規制委員会におきまして、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に関しまして、原子力規制委員会規則や告示の改正案を放射線審議会に諮問することとされました。これら規則や告示に加えて、関係省庁における同趣旨の法令の改正案をあわせて放射線審議会に諮問し、御検討いただくものです。

議題2ですが、これは前回、9月27日の審議会で、女性の放射線業務従事者等に関する線量限度などについて、今後の審議の進め方の中間的な取りまとめを行うこととされました。その取りまとめの結果を事務局から報告するものです。

最後となります。(16)第326回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらも議題は3つございます。

1つ目は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の高速実験炉(常陽)の設置変更許可に関しまして、安全保護回路、保管廃棄設備、制御室について説明を受けるものです。

議題2です。京都大学の臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関しまして、原子炉の炉心に関する11月25日のコメント回答を受けるものです。

議題3となります。リサイクル燃料貯蔵・リサイクル燃料備蓄センター(RFS)の事業変更許可に関しまして、衝撃を受けたキャスクの検査や保守・修理、また、施設外への搬出の方法などについて、説明を受けるものです。

広報日程の関係は以上となります。

最後に、広報日程とは関係ありませんけれども、1つお知らせがございます。

先ほど14時に来週の規制委員会の開催案内をいたしました。その中で、原子力規制委員会における省資源化の取り組みについても案内させていただいております。

御案内のとおり、原子力規制委員会では、毎回、複数の議題がかかり、それぞれ紙で委員、規制庁、また、傍聴される方々に委員会資料を準備して配付しております。結果的には、予備で印刷するものも含めまして、毎回、相当量の紙を印刷しております。最終的には相当な量が廃棄とされることになっております。

我々としましてちょっと心苦しくずっと感じておりました。まず、12月25日に開催される原子力規制委員会の定例会から、まず、ひな壇側に座っている原子力規制委員、また、原子力規制庁職員の幹部につきまして、会議資料の一部、説明に使うものは印刷して卓上に置くつもりですけれども、説明には恐らく直接使われたいけれども、委員会資料の一部を構成するものにつきましては、タブレットで閲覧することとしたいと思っております。そういう意味では、我々の取り組みについて、まず御理解をお願いいたします。

また、傍聴される方につきましては、基本的には引き続き紙の資料を全てお配りしようと思っております。ただ、余分な会議資料の印刷をできれば抑制したいと考えております。つきましては、2点ほど御協力いただければ幸いですと思っております。

1つ目は、まず、電子ファイルをタブレット等で閲覧することが可能な方につきましては、御案内のとおり、委員会開始の30分前には原子力規制委員会のホームページ上で会議資料を公開しておりますので、ダウンロードして御自分で閲覧していただければ幸いです。

また、引き続き紙の会議資料を希望される方につきましても、できれば印刷数を事前に把握していただけると、余計に刷る分が減りますので、メール、電話またはファクスによる傍聴のお申し込みの際に、会議資料を希望する旨を事前に御連絡いただければ幸いです。

というわけで、取り組みを始めますけれども、当初はいろいろと、審査会合ではタブレット化はしておりましたが、委員会としましても、なかなか初めての取り組みですので、皆様に御不便のないようにはしたいと考えております。そういう意味では、走りながら考えるというのでしょうか、やりながら考えることになると思っておりますけれども、御理解と御協力のほどをお願いいたします。

私からは以上となります。

< 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いします。

質問のある方。伊ワマさん、お願いします。

記者 毎日新聞の伊ワマです。

あすの委員会の議題について幾つかありまして、まず、議題4についてなのですが、これは緊急時活動レベル、これまで、済みません、ちょっと不勉強なところがあるので、もし間違えていたら大変申しわけないのですが、3段階で全面緊急事態ですとか、警戒事態ですとか、そうした形の3段階のレベルに分かれていたと思うのですが、その3段階のレベル自体を、例えば、4段階にするですとか、そういう形での改め、こういった形の見直しになるのでしょうか。

児嶋総務課長 まず、その3段階に関しては、全く変えるつもりはございません。ただ、例えば、最近では、SA設備、重大事故の対処設備がございますけれども、従来のEALの中ではそういうものが考慮されていない判断基準になっておりましたので、必要がないレベルまで、例えば、Lになってしまうとか、そういうことがございました。それが原子力事業者防災訓練の中で判明してまいりましたので、7月17日の委員会で、例えば、こういうことを変えたいですということを例示して、EALの見直しを検討してきたところです。そういう意味では、より判断を精緻化して丁寧にやるというための見直しになります。

記者 あともう一点、済みません、前後してしまって。議題2のマネジメント規程の改定についてなのですが、こちらはIRRSのミッションを経てということですが、もう少し具体的に、こういった改定になるのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

児嶋総務課長 主としましては、前回のIRRSミッションの勧告で、例えばマネジメントシステムについて、改善する機会を我々自身に提供するために、有効性を監視及び測定すべきというような勧告をされています。基本的にはそれがもうほぼ全てなのですが、我々としても、要は、定期的に見直しをちゃんとかけましょうということをマネジメント規程には入っていなかったもので、それをマネジメント規程の中に盛り込みたいと思っております。また、それ以外にも、我々自身として、例えば、最新のIAEAの基準でも取り入れることができるものとか、我々なりにいろいろな気がついたところを直したいと考えております。

記者 かしこまりました。

済みません。あと、最後に1点、長くなってしまって申しわけありません。議題1の火山影響評価ガイドなのですが、これ、あした了承されれば、改正案については、もう正式決定という理解でよろしいのでしょうか。

児嶋総務課長 そのつもりでございます。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。フジオカさん。

記者 NHKのフジオカです。

来週月曜日の放射線審議会の総会なのですけれども、これなのですけれども、議題1のところ、腫の水晶体の線量限度の取り入れ等に係る技術的基準の改正について諮問とあるのですが、これは規制委員会からの諮問と、ほかにも、ほかの省庁からの諮問というのもこのタイミングで入ってくるという理解でいいのですか。

児嶋総務課長 そのとおりです。放射線審議会から意見具申を受けたのは6省庁あるのですけれども、今回は原子力規制委員会以外では、人事院と厚生労働省と農林水産省と国土交通省の関係する法令類の諮問がなされます。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -